

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会長 } 様  
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部長 }

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課長  
( 公 印 省 略 )

県有地の売却に係る周知について (依頼)

日頃から、県政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、県ではこのたび下記の県有地を売却することとしました。  
ついては、貴協会会員の皆様に対し、その周知について格別の御配慮をくださいますようお願いいたします。

記

1 売却物件

物件名	所在地	種類	種別及び数量
廃川敷地 (米子市灘町)	米子市灘町一丁目127番2	土地	宅地 25.26㎡
(元) 鳥取警察署古海駐在所	鳥取市緑ヶ丘一丁目821番43	土地	宅地 286.94㎡
(元) 馬場町職員駐車場	鳥取市馬場町28番2	土地	宅地 460.21㎡

2 売却スケジュール

(1) 入札公告：平成28年7月22日 (金)

(2) 入札日時及び会場：

物件名	事前手続書類提出期限	入札日		会場
		集合時間	開札時間	
廃川敷地 (米子市灘町)	平成28年8月30日 (火)	平成28年9月6日 (火)		西部総合事務所 新館第17会議室
		午後1時	午後1時30分	
(元) 鳥取警察署古海駐在所	平成28年8月30日 (火)	平成28年9月7日 (水)		県庁議会棟第14 会議室
		午前11時	午前11時30分	
(元) 馬場町職員駐車場	平成28年8月30日 (火)	平成28年9月7日 (水)		県庁議会棟第14 会議室
		午後1時	午後1時30分	

(3) 入札手続等：別添公告及び入札参加要領のとおり

3 財源確保推進課ホームページアドレス

<http://www.pref.tottori.lg.jp/zaigenkakuho/>

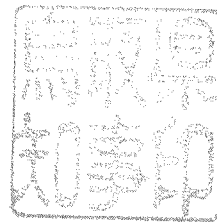
担当：財源確保推進課財産担当  
電話：0857-26-7016

# 入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年7月22日

鳥取県知事 平井 伸治



## 1 入札に付する事項 次に掲げる物件の売払

所在地	種類	種別及び数量 (実測)	最低入札価格	事前手続書 類提出期限	入札日		入札、開 札の場所
					集合時間	開札時間	
米子市灘町一丁目127番 2	土地	宅地 25.26㎡	550,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月6日(火)		西部総合 事務所新 館第17会 議室
					午後1時	午後1時30分	
鳥取市緑ヶ丘一丁目821 番43	土地	宅地 286.94㎡	15,100,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月7日(水)		県庁議会 棟第14会 議室
					午前11時	午前11時30分	
鳥取市馬場町28番2	土地	宅地 460.21㎡	18,100,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月7日(水)		議室
					午後1時	午後1時30分	

## 2 入札参加要領等の交付

平成28年7月22日から入札の行われる日の前日までの間に、インターネットの鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/zaigenkakuho/>) から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、以下の場所において平成28年7月22日から入札の行われる日の前日まで（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

総務部行財政改革局財源確保推進課、東部県税事務所、八頭県土整備事務所、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局

## 3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

## 4 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課

## 5 入札手続等

### (1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課財産担当

電話 0857-26-7016、7766

ファクシミリ 0857-26-7616

### (2) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

### (3) 現地説明会

実施しない。

### (4) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ その他知事が不適当と認める者

### (5) 入札に係る事前手続

本件入札に参加する者は、次の書類を、(1)の問合せ先に平成28年8月30日（火）までに提出（当日消印有効）

し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 政令第167条の4第2項の各号に該当しない旨の誓約書（入札参加要領様式第2号による。）

イ 入札参加資格を証する書面

（入札参加者が個人の場合は本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿）

ウ 代理人により入札する場合は、委任状（入札参加要領様式第3号による。）

エ 印鑑証明書（代理人により入札する場合は、委任者の印鑑証明書及び受任者の印鑑証明書）

(6) 入札及び開札

ア 開札は、入札直後に直ちに入札者の面前で行う。

イ 入札者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号 以下「会計規則」という。）、この公告及び本件入札参加要領を熟知の上、入札すること。

ウ 入札後、この公告及び本件入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

エ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

オ 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかった場合は直ちに返還するものとする。

(8) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

ウ 入札に関して不正の行為があった者の入札

エ 5の(7)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

キ 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札

ク 委任状のない代理人の入札

ケ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

コ 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札

サ 政令、会計規則又はこの公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合くじを引くことを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札参加要領等による。

# 入札参加要領

(廃川敷地(米子市灘町))

平成28年7月22日付けで公告した土地の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

## 1 本件公告の概要

- (1) 所在地 米子市灘町一丁目127番2
- (2) 売払物件 土地(宅地)25.26平方メートル(実測)  
詳細は別添「物件調書」のとおり
- (3) 最低入札価格 550,000円
- (4) 売払方法 一般競争入札
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 平成28年9月6日(火)  
(集合時間)午後1時  
(入札時間)午後1時30分(即時開札)
  - イ 場所 西部総合事務所B棟2階 第17会議室  
米子市糞町一丁目160
- (6) 入札参加資格  
次の各号のいずれにも該当しない者とする。
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - エ その他知事が不相当と認める者
- (7) 用途制限  
この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
  - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

## 2 提出書類等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次の書類を鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課に、平成28年8月30日(火)までに提出(当日消印有効)し、入札参加資格確認を受けること。  
なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類	備考
ア 入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。
イ 誓約書(様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要
ウ 入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿。なお、共有の場合は共有者全員のものが必要
エ 委任状(様式第3号)	代理人により入札を行う場合のみ必要
オ 代表者選任届 (様式第5号)	共有の場合のみ必要(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、購入に関する一切の行為をする者)を選任すること)
カ 印鑑証明書	代理人により入札を行う場合は、申込者のもの他、代理人のものが必要 共有の場合は、共有者全員のものが必要

※書類作成に当たっての押印は全て実印によること。

- (2) 前項により入札参加資格確認を受けた者は、平成28年9月6日(火)午後1時に、入札書(様式第4号)、本件公告5(7)に掲げる入札保証金(小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限る。)及び(1)のオと確認できる印鑑(共有の場合は代表者の印鑑、代理人により入札する場合は代理人の印鑑)を持参し、1の(5)のイの会場に集まること。
- (3) 共有の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書(様式第6号)を提出すること。

- (4) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

### 3 注意事項

- (1) 別添「公有財産売買契約書（案）」を承知の上、入札すること。  
(2) 入札書は様式第4号により作成すること。  
(3) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入押印すること。  
(4) 天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

### 4 契約等

- (1) 契約の締結  
落札者は、公有財産売買契約書（案）により契約を締結しなければならない。  
契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。  
落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県に帰属する。
- (2) 売買代金  
鳥取県の発行する納入通知書により、その指定する期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに支払うこと。
- (3) 登記  
売買物件の所有権移転登記手続については、代金が完納された後、当該所有権移転登記に必要な書類等を鳥取県に提出し、鳥取県は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 所有権移転及び引渡し  
売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。  
売買物件は、所有権が移転したときに、現況のまま（売買物件に存在する建物、工作物、ロープ柵、フェンス、立入禁止看板等はそのままの姿）での引き渡しとなる。
- (5) かし担保  
落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。
- (6) その他  
契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。  
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。  
(ア) 暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、契約の相手方が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。  
(イ) 暴力団員を雇用すること。  
(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。  
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。  
(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。  
(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。  
(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### 5 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、本件公告及び鳥取県の指示による。

# 入札参加要領

((元)鳥取警察署古海駐在所)

平成28年7月22日付けで公告した土地の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

## 1 本件公告の概要

- (1) 所在地 鳥取市緑ヶ丘一丁目821番43
- (2) 売払物件 土地(宅地)286.94平方メートル(実測)  
詳細は別添「物件調書」のとおり
- (3) 最低入札価格 15,100,000円
- (4) 売払方法 一般競争入札
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 平成28年9月7日(水)  
(集合時間)午前11時  
(入札時間)午前11時30分(即時開札)
  - イ 場所 県庁議会棟 第14会議室  
鳥取市東町一丁目220
- (6) 入札参加資格  
次の各号のいずれにも該当しない者とする。
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - エ その他知事が不相当と認める者
- (7) 用途制限  
この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
  - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

## 2 提出書類等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次の書類を鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課に、平成28年8月30日(火)までに提出(当日消印有効)し、入札参加資格確認を受けること。  
なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類	備考
ア 入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。
イ 誓約書(様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要
ウ 入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿 なお、共有の場合は共有者全員のものが必要
エ 委任状(様式第3号)	代理人により入札を行う場合のみ必要
オ 代表者選任届 (様式第5号)	共有の場合のみ必要(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、購入に関する一切の行為をする者)を選任すること)
カ 印鑑証明書	代理人により入札を行う場合は、申込者のもの他、代理人のものが必要 共有の場合は、共有者全員のものが必要

※書類作成に当たっての押印は全て実印によること。

- (2) 前項により入札参加資格確認を受けた者は、平成28年9月7日(水)午前11時に、入札書(様式第4号)、本件公告5(7)に掲げる入札保証金(小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限り)及び(1)のカと確認できる印鑑(共有の場合は代表者の印鑑、代理人により入札する場合は代理人の印鑑)を持参し、1の(5)のイの会場に集まること。
- (3) 共有の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書(様式第6号)を提出すること。

- (4) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

### 3 注意事項

- (1) 別添「公有財産売買契約書（案）」を承知の上、入札すること。  
(2) 入札書は様式第4号により作成すること。  
(3) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入押印すること。  
(4) 天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

### 4 契約等

- (1) 契約の締結  
落札者は、公有財産売買契約書（案）により契約を締結しなければならない。  
契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。  
落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県に帰属する。
- (2) 売買代金  
鳥取県の発行する納入通知書により、その指定する期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに支払うこと。
- (3) 登記  
売買物件の所有権移転登記手続については、代金が完納された後、当該所有権移転登記に必要な書類等を鳥取県に提出し、鳥取県は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 所有権移転及び引渡し  
売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。  
売買物件は、所有権が移転したときに、現況のまま（売買物件に存在する建物、工作物、ロープ柵、フェンス、立入禁止看板等はそのままの姿）での引き渡しとなる。
- (5) かし担保  
落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。
- (6) その他  
契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。  
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。  
(ア) 暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、契約の相手方が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。  
(イ) 暴力団員を雇用すること。  
(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。  
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。  
(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。  
(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。  
(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### 5 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、本件公告及び鳥取県の指示による。

# 入札参加要領

((元)馬場町職員駐車場)

平成28年7月22日付けで公告した土地の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

## 1 本件公告の概要

- (1) 所在地 鳥取市馬場町28番2
- (2) 売払物件 土地(宅地)460.21平方メートル(実測)  
詳細は別添「物件調書」のとおり
- (3) 最低入札価格 18,100,000円
- (4) 売払方法 一般競争入札
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 平成28年9月7日(水)  
(集合時間)午後1時  
(入札時間)午後1時30分(即時開札)
  - イ 場所 県庁議会棟 第14会議室  
鳥取市東町一丁目220
- (6) 入札参加資格  
次の各号のいずれにも該当しない者とする。
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - エ その他知事が不相当と認める者
- (7) 用途制限  
この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
  - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

## 2 提出書類等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次の書類を鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課に、平成28年8月30日(火)までに提出(当日消印有効)し、入札参加資格確認を受けること。  
なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類	備考
ア 入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。
イ 誓約書(様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要
ウ 入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿 なお、共有の場合は共有者全員のものが必要
エ 委任状(様式第3号)	代理人により入札を行う場合のみ必要
オ 代表者選任届 (様式第5号)	共有の場合のみ必要(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、購入に関する一切の行為をする者)を選任すること)
カ 印鑑証明書	代理人により入札を行う場合は、申込者のもの他、代理人のものが必要 共有の場合は、共有者全員のものが必要

※書類作成に当たっての押印は全て実印によること。

- (2) 前項により入札参加資格確認を受けた者は、平成28年9月7日(水)午後1時に、入札書(様式第4号)、本件公告5(7)に掲げる入札保証金(小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限る。)及び(1)のカと確認できる印鑑(共有の場合は代表者の印鑑、代理人により入札する場合は代理人の印鑑)を持参し、1の(5)のイの会場に集まること。
- (3) 共有の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書(様式第6号)を提出すること。



- (4) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

### 3 注意事項

- (1) 別添「公有財産売買契約書（案）」を承知の上、入札すること。  
(2) 入札書は様式第4号により作成すること。  
(3) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入押印すること。  
(4) 天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

### 4 契約等

- (1) 契約の締結  
落札者は、公有財産売買契約書（案）により契約を締結しなければならない。  
契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。  
落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県に帰属する。
- (2) 売買代金  
鳥取県の発行する納入通知書により、その指定する期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに支払うこと。
- (3) 登記  
売買物件の所有権移転登記手続については、代金が完納された後、当該所有権移転登記に必要な書類等を鳥取県に提出し、鳥取県は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 所有権移転及び引渡し  
売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。  
売買物件は、所有権が移転したときに、現況のまま（売買物件に存在する建物、工作物、ロープ柵、フェンス、立入禁止看板等はそのままの姿）での引き渡しとなる。
- (5) かし担保  
落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。
- (6) その他  
契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。  
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。  
(ア) 暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、契約の相手方が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。  
(イ) 暴力団員を雇用すること。  
(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。  
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。  
(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。  
(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。  
(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### 5 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、本件公告及び鳥取県の指示による。